

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 30 年度第 3 号
通 算 第 3 5 号
平成 30 年 12 月 6 日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—平成 30 年度給与改定等について—

◎日時・場所

平成 30 年 11 月 5 日（月）午後 6 時 30 分～午後 7 時 20 分（中央公民館 24 号室）

◎今回の交渉の主な目的

平成 30 年度給与改定について提案を行うため、交渉の場を持った。

◎組合への提案

（提案メモ）平成 30 年度給与改定について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 平成 30 年度給与改定について

課題の要旨

平成 30 年度の給与改定として、給料表及び生活補給金基準額について改定内容を示した上で協議を行った。

なお、国家公務員の給与改定に係る閣議決定がなされていない中（11 月 5 日時点）、今後国が平成 30 年人事院勧告どおりの給与改定を実施することを前提条件として協議を行うこととした。

現業評議会の主張	当局の回答
国の動きが遅れ、本市における条例改正が年明けとなった場合、遡及して差額を支払うのはいつか。	国が人事院勧告どおりの給与改定を実施することを内容とする前提条件は冒頭に説明したとおりであるが、給与改定に係る条例改正が終わり次第、速やかに差額を支給していきたいと考えている。
技能労務職給料表と行政職給料表の改定率は。	技能労務職給料表全体の改定率は 0.13%、行政職給料表全体の改定率は 0.25%である。

技能労務職給料表 3 級の最高号給到達者の人数と、そのうち現給保障措置を受けている人数は。	技能労務職給料表 3 級の最高号給到達者の人数は平成 30 年 4 月 1 日時点で 79 名であり、そのうち 47 名が経過措置を受けている。
79 名の最高号給到達者のうち、元交通局の人数は。	50 名である。
最高号給到達者となっている者で、一番若い者の年齢は。また、年齢別の分布は。	平成 30 年 4 月 1 日時点で一番若い者は、47 歳である。年齢別分布については、別途、資料提供する。
今年度、新たに何名が最高号給に到達したのか。また、今後も増えていくのか。	今年度新たに最高号給に到達した者の人数は確認できていない。また、最高号給到達者の増減の傾向については、下水道部が公営企業局に移行したことの影響等もあり一概には言えないが、今後は減少していくことが見込まれる。
55 歳までは昇給するというのが通常である。職員のモチベーションを維持するためにも、3 級の号給を継ぎ足す考えはないのか。	現状でも国の行政職俸給表(二)から継ぎ足しを実施している上、若手職員については最高号給に到達することなく昇給を維持できるものとなっていることも考慮すると、更に継ぎ足す考えは現時点はない。給料表にはどうしても上限があり、これまでの経緯も踏まえると、最高号給到達者が一定数いる現状は一定致し方がない面もあると考えている。
技能労務職給料表導入後に作業長ポストが必要ないと判断された職場もあるが、あらかじめ作業長ポストがないと分かっていたら技能労務職給料表の導入は受け入れてなかった。	作業長ポストについては、労使での協議も踏まえて決めてきたものであると認識している。また、これまでの協議で望ましいとされたポスト数の配置ができていないことについては、引き続き解消に努めていきたいと考えている。
いずれにせよ、技能労務職給料表が導入されたからのこれまでの経緯経過を踏まえると、現状において 3 級最高号給到達者が多数にのぼっていることへの対応策が示されなければ、話は進まない。	持ち帰って検討する。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以上
(給与課)

平成 30 年度給与改定について（メモ）

H30. 11. 5

今後、国が平成 30 年人事院勧告どおりの給与改定を実施する場合には、本市も次のとおり改定を実施する。

1 改定内容

(1) 給料表

技能労務職給料表について、別紙のとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30 歳	204,400 円	205,300 円	900 円
31 歳	209,400 円	210,200 円	800 円
32 歳	214,300 円	215,200 円	900 円
33 歳	219,200 円	220,100 円	900 円
34 歳	223,100 円	224,000 円	900 円
35 歳	227,200 円	228,100 円	900 円
36 歳	231,200 円	231,900 円	700 円
37 歳	234,900 円	235,500 円	600 円
38 歳	238,600 円	239,200 円	600 円
39 歳	242,200 円	242,700 円	500 円
40 歳以上 55 歳未満	245,900 円	246,400 円	500 円

※ H23. 1. 31 時点で在職中の職員については、別途設定の行政職給料表適用者に係る基準額を適用する。

2 適用日

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

平成 30 年 11 月 16 日

以 上
(給与課)

号給	3級						4級						
	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
80	307,700	500	308,100	500	400	0.13	80	367,300	500	367,700	500	400	0.11
81	308,200	500	308,600	500	400	0.13	81	367,800	500	368,200	500	400	0.11
82	308,700	600	309,100	600	400	0.13	82	368,300	500	368,700	500	400	0.11
83	309,300	600	309,700	600	400	0.13	83	368,800	500	369,200	500	400	0.11
84	309,900	600	310,300	600	400	0.13	84	369,300	500	369,700	500	400	0.11
85	310,500	400	310,900	400	400	0.13	85	369,800	600	370,200	600	400	0.11
86	310,900	500	311,300	500	400	0.13	86	370,400	600	370,800	600	400	0.11
87	311,400	500	311,800	500	400	0.13	87	371,000	600	371,400	600	400	0.11
88	311,900	300	312,300	300	400	0.13	88	371,600	400	372,000	400	400	0.11
89	312,200	500	312,600	500	400	0.13	89	372,000	600	372,400	600	400	0.11
90	312,700	500	313,100	500	400	0.13	90	372,600	600	373,000	600	400	0.11
91	313,200	400	313,600	400	400	0.13	91	373,200	600	373,600	600	400	0.11
92	313,600	200	314,000	200	400	0.13	92	373,800	500	374,200	500	400	0.11
93	313,800	300	314,200	300	400	0.13	93	374,300	600	374,700	600	400	0.11
94	314,100	400	314,500	400	400	0.13	94	374,900	600	375,300	600	400	0.11
95	314,500	400	314,900	400	400	0.13	95	375,500	600	375,900	600	400	0.11
96	314,900	400	315,300	400	400	0.13	96	376,100	500	376,500	500	400	0.11
97	315,300	400	315,700	400	400	0.13	97	376,600	500	377,000	500	400	0.11
98	315,700	400	316,100	400	400	0.13	98	377,100	600	377,500	600	400	0.11
99	316,100	400	316,500	400	400	0.13	99	377,700	600	378,100	600	400	0.11
100	316,500	300	316,900	300	400	0.13	100	378,300	500	378,700	500	400	0.11
101	316,800	400	317,200	400	400	0.13	101	378,800	600	379,200	600	400	0.11
102	317,200	400	317,600	400	400	0.13	102	379,400	600	379,800	600	400	0.11
103	317,600	200	318,000	200	400	0.13	103	380,000	600	380,400	600	400	0.11
104	317,800	300	318,200	300	400	0.13	104	380,600	500	381,000	500	400	0.11
105	318,100	400	318,500	400	400	0.13	105	381,100	500	381,500	500	400	0.10
106	318,500	300	318,900	300	400	0.13	106	381,600	600	382,000	600	400	0.10
107	318,800	400	319,200	400	400	0.13	107	382,200	600	382,600	600	400	0.10
108	319,200	200	319,600	200	400	0.13	108	382,800	500	383,200	500	400	0.10
109	319,400	300	319,800	300	400	0.13	109	383,300	600	383,700	600	400	0.10
110	319,700	300	320,100	300	400	0.13	110	383,900	600	384,300	600	400	0.10
111	320,000	400	320,400	400	400	0.13	111	384,500	600	384,900	600	400	0.10
112	320,400	300	320,800	300	400	0.12	112	385,100	500	385,500	500	400	0.10
113	320,700	300	321,100	300	400	0.12	113	385,600	600	386,000	600	400	0.10
114	321,000	300	321,400	300	400	0.12	114	386,200	500	386,600	500	400	0.10
115	321,300	300	321,700	300	400	0.12	115	386,700	600	387,100	600	400	0.10
116	321,600	300	322,000	300	400	0.12	116	387,300	500	387,700	500	400	0.10
117	321,900	500	322,300	500	400	0.12	117	387,800	600	388,200	600	400	0.10
118	322,400	300	322,800	300	400	0.12	118	388,400	400	388,800	400	400	0.10
119	322,700	400	323,100	400	400	0.12	119	388,800	600	389,200	600	400	0.10
120	323,100	400	323,500	400	400	0.12	120	389,400	500	389,800	500	400	0.10
121	323,500	400	323,900	400	400	0.12	121	389,900	600	390,300	600	400	0.10
122	323,900	400	324,300	400	400	0.12	122	390,500	600	390,900	600	400	0.10
123	324,300	400	324,700	400	400	0.12	123	391,100	400	391,500	400	400	0.10
124	324,700	300	325,100	300	400	0.12	124	391,500	400	391,900	400	400	0.10
125	325,000	400	325,400	400	400	0.12	125	391,900	500	392,300	500	400	0.10
126	325,400	400	325,800	400	400	0.12	126	392,400	400	392,800	400	400	0.10
127	325,800	400	326,200	400	400	0.12	127	392,800	500	393,200	500	400	0.10
128	326,200	300	326,600	300	400	0.12	128	393,300	400	393,700	400	400	0.10
129	326,500	400	326,900	400	400	0.12	129	393,700	400	394,100	400	400	0.10
130	326,900	400	327,300	400	400	0.12	130	394,100	500	394,500	500	400	0.10
131	327,300	400	327,700	400	400	0.12	131	394,600	400	395,000	400	400	0.10
132	327,700	300	328,100	300	400	0.12	132	395,000	400	395,400	400	400	0.10
133	328,000	400	328,400	400	400	0.12	133	395,400	400	395,800	400	400	0.10
134	328,400	400	328,800	400	400	0.12	134	395,800	500	396,200	500	400	0.10
135	328,800	400	329,200	400	400	0.12	135	396,300	400	396,700	400	400	0.10
136	329,200	300	329,600	300	400	0.12	136	396,700	400	397,100	400	400	0.10
137	329,500	400	329,900	400	400	0.12	137	397,100	400	397,500	400	400	0.10
138	329,900	400	330,300	400	400	0.12	138	397,500	500	397,900	500	400	0.10
139	330,300	400	330,700	400	400	0.12	139	398,000	400	398,400	400	400	0.10
140	330,700	300	331,100	300	400	0.12	140	398,400	400	398,800	400	400	0.10
141	331,000	400	331,400	400	400	0.12	141	398,800	400	399,200	400	400	0.10
142	331,400	400	331,800	400	400	0.12	142	399,200	500	399,600	500	400	0.10
143	331,800		332,200		400	0.12	143	399,700		400,100		400	0.10
再任用	243,600		244,000		400	0.16	再任用	274,300		274,700		400	0.15